

店頭外国為替証拠金取引説明書【LIGHT FX】(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
店頭外国為替証拠金取引説明書 【LIGHT FX】 本件FX取引のリスク等重要事項について (省略) 本件FX取引のリスクについて (省略) 本取引システムを利用した本件FX取引にかかるリスクについて (省略) 本件FX取引の仕組みについて 当社が提供する本件FX取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び金融先物取引業協会の規則を遵守しています。 ■本件FX取引について 当社が提供する本件FX取引は、お客様が所定の金額を当社に事前に預託することで、通貨の売買取引を行う金融商品取引法第2条第 22 項で規定された店頭デリバティブ取引に該当するFX取引となります。 「LIGHT FX」は、お客様が手動(お客様がご自身の裁量)でFX取引を行うサービスを提供します。「LIGHT FX」の口座を「FX口座」、お客様の金融機関口座と当社の証拠金の入金及び出金を行う口座を「入出金口座」といいます。お客様が本件FX取引を行うためには、「FX口座」及び「入出金口座」を保有する必要があります。なお、いずれかの口座のみを指定して開設及び解約することはできません。 お客様がお取引をするプラットフォームは、「<u>シンプルトレーダー</u>」及び「<u>アドバンスドトレーダー</u>」(Web版)の他、LIGHT FXアプリを用意しております。 なお、お取引の詳細な説明は「本件FX取引の手続きについて (2)注文の指示事項」及び「本件FX取引の手続きについて (4)建玉の結了」をご覧ください。 (以下省略) 令和4年8月20日 改訂 以上	店頭外国為替証拠金取引説明書 【LIGHT FX】 本件FX取引のリスク等重要事項について (省略) 本件FX取引のリスクについて (省略) 本取引システムを利用した本件FX取引にかかるリスクについて (省略) 本件FX取引の仕組みについて 当社が提供する本件FX取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び金融先物取引業協会の規則を遵守しています。 ■本件FX取引について 当社が提供する本件FX取引は、お客様が所定の金額を当社に事前に預託することで、通貨の売買取引を行う金融商品取引法第2条第 22 項で規定された店頭デリバティブ取引に該当するFX取引となります。 「LIGHT FX」は、お客様が手動(お客様がご自身の裁量)でFX取引を行うサービスを提供します。「LIGHT FX」の口座を「FX口座」、お客様の金融機関口座と当社の証拠金の入金及び出金を行う口座を「入出金口座」といいます。お客様が本件FX取引を行うためには、「FX口座」及び「入出金口座」を保有する必要があります。なお、いずれかの口座のみを指定して開設及び解約することはできません。 お客様がお取引をするプラットフォームは、「<u>シンプルトレーダー</u>」及び「<u>アドバンスドトレーダー</u>」を用意しております。<u>シンプルトレーダー及びアドバンスドトレーダーは、アプリケーションをインストールすることなく、インターネットに接続できる環境があれば、いつでもお取引できるプラットフォームとなります。</u> なお、お取引の詳細な説明は「本件FX取引の手続きについて (2)注文の指示事項」及び「本件FX取引の手続きについて (4)建玉の結了」をご覧ください。 (以下省略) <追加> 以上